

特定非営利活動法人 日亜友好会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 日亜友好会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県北本市緑 4 丁目 1 5 4 番地福音診療所内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、保健、医療、教育事業を通して、日本とアジア地域の住民の友好と福祉の向上に寄与すること。また、日本国内における自然災害、被災者への緊急支援を実施し、社会復帰を促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療、福祉の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子ども健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 日本とアジア地域における子どもの生活環境の向上を促進するための活動
- (2) 診療所の運営の協力ならびに巡回診療の支援
- (3) 日本国内における自然災害等の被災者に対する生活必需品の供与、福祉活動
- (4) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

（ 会員の種類 ）

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同するもの

（ 入 会 ）

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、所定の文書により理事長に申込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（ 入会金及び会費 ）

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（ 会員の資格の喪失 ）

第 9 条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（ 退 会 ）

第 10 条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（ 除 名 ）

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉の毀損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役員の種類、定款及び選任等)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 10 人以上内
- (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

- 第 16 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第 17 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

- 第 18 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長を置く。
- 2 事務局長は、理事長が任命する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

- 第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

- 第 20 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号に基づき監事が召集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する

- 2 理事長は前条第 2 項第 2 号の場合には請求があった日から 1 4 日以内に臨時総会を、召集しなければならない。
- 3 総会を召集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長はその総会において、正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が収集する。

- 2 理事会は、前条第 2 号の場合には、請求があった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 36 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

（ 理事会の議事録 ）

第37条 理事の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

（ 資産の構成 ）

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

（ 資産の管理 ）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

（ 会計の原則 ）

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係わる定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の決亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定をうけなければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産は、社員総数総会で出席した正社員の 4 分の 3 以

上の承諾を得て、民法第34条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人に帰属させるものとする。

(合 併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑 則

(広告の方法)

第47条 この法人の広告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行 規則)

第48条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付 則)

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。(平成11年10月20日)
- 2 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	吉 住	登
副理事長	堀	純
理 事	松 浦	正 典
同	山 口	堯 嘉
同	長 谷 川	幸 男
監 事	小 池	悦 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成12年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規則に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 10,000円

(2) 年会費 10,000円